

「富士見市介護保険条例の一部を改正する条例」について

1 制定趣旨

令和元年10月1日に実施された消費税の引き上げによる増収分を財源として、第1号被保険者のうち非課税世帯に属する方の介護保険料の軽減を強化するものです。

2 制定内容

介護保険料の改定（第10条関係）

- ・ 対象者 市民税非課税世帯に属する第1号被保険者
⇒ 保険料段階が第1段階～第3段階までの方

段 階	対 象 者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護を受給している方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方

- ・ 軽減額

段 階	令和元年度		令和2年度		軽減額 (円)
	軽減前 保険料率	年間保険料額 (円)	軽減後 保険料率	年間保険料額 (円)	
第1段階	0.375	23,100	0.300	18,500	4,600
第2段階	0.600	37,000	0.500	30,800	6,200
第3段階	0.725	44,700	0.700	43,200	1,500

3 施行期日

公布の日から施行し、この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,518円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,518円</u>」とあるのは、「<u>30,864円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,518円</u>」とあるのは、「<u>43,209円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年</p>	<p>(保険料率及び確定保険料)</p> <p>第10条</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,148円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,148円</u>」とあるのは、「<u>37,036円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>23,148円</u>」とあるのは、「<u>44,752円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条 当分の間、第14条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法<u>(昭和32年法律第26号)</u>第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年</p>

7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 （略）

7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 （略）